

委託業務関係共通仕様書の主な改正内容(R3.7)

1. 共通項目の改正概要

	業務	条	概要
用語の定義	測量	1-2	○記載の変更 「書面」とは・・・に「記名、」を追加。 ○用語の追加 「連絡」とは、受注者と監督員の間で、契約書に該当の無い事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
	地質	1-2	
	設計	1-1-2	
管理技術者	測量	1-9	○管理技術者は原則として変更できない。ただし、・・・やむを得ない理由により変更を行う場合は・・・の記載を追加。
	地質	1-8	
	設計	1-1-7	
照査技術者及び照査の実施	測量	-	○受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。詳細設計においては、・・・間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。・・・の記載を追加。 ○設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す・・・照査技術者は、・・・赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示・・・の記載を追加。 ○「照査技術者の責において署名捺印のうえ・・・」を「照査技術者の責において署名又は記名捺印のうえ・・・」に記載変更。 ○照査技術者は原則として変更できない。ただし、・・・やむを得ない理由により変更を行う場合は・・・の記載を追加。
	地質	1-10	
	設計	1-1-9	
受注者の賠償責任	測量	1-27	○・・・瑕疵責任に係る損害を・・・発注者が損害賠償を請求した場合に記載変更。
	地質	1-29	
	設計	1-1-27	
その他	測量	-	○委託契約約款との条ずれ修正。
	地質	-	
	設計	-	